

「北海道受動喫煙の防止に関する条例（仮称）」素案の作成に向けた検討資料

条例骨子(基本的な考え方) ＜第6回専門部会を踏まえて取りまとめ＞		条例制定の方向性 ＜第5回専門部会で取りまとめ＞		主な議会議論(令和元年8月～)		条例骨子に対する各委員からのご意見(9/19～10/3に確認)
				質問要旨	答弁要旨	
目的	受動喫煙防止対策の推進に関する理念を定め、道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、受動喫煙防止対策を総合的に推進し、道民の健康を維持	道民の健康課題として、本道の肺がん死亡率、罹患率ともに高く、また、成人喫煙率が高いことから、受動喫煙対策を強化していくことが必要。				<ul style="list-style-type: none"> <li>●成人喫煙率の高い北海道においては、早急で具体的な施策が必要。</li> <li>●癌との関連や重篤な疾患との関連のみ強調されているが、気管支喘息、化学物質過敏症、その他の呼吸器疾患患者にとっては加害的であることも記載すべき。</li> <li>●受動喫煙のみだけでなく喫煙率も減らす努力が必要。目的・理念が「受動喫煙」にフォーカスを充てているため、責務・施策にも喫煙率の低減に対する具体策が掲げられない。</li> <li>●「成人喫煙率や肺がん死亡率・罹患率がともに高い」→「成人喫煙率や肺がんも含め、がん一般の死亡率・罹患率が共に高い」とした方がよいのではないか。</li> <li>●基本的な考え方に示しているように、北海道の成人喫煙率は全国でもとりわけ高いことを明記し、だからこそ「国や他の自治体以上の取り組みが必要である」ことを明記してほしい。</li> <li>●「目的」の「道民の健康を維持」→「道民の健康を改善」に修正。</li> <li>●喫煙のリスクについてもっと強調すべき。本来、道内の喫煙率が全国平均より異常に高いので、禁煙の厳格化を行うべき。禁煙の完全実施により、肺がんなどの治療に要する医療費の抑制が図られる。禁煙が完全に実施されれば、受動喫煙はなくなる。</li> <li>●受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満の者及び妊婦→「その他健康上の配慮が必要なもの」追記。</li> <li>●20歳未満の者や妊婦以外の、20歳以上の者への配慮も必要。</li> <li>●20歳未満の者や妊婦への配慮は不要と読み取られるような記載(文脈)は改めるべき。それ以外の方々への配慮も重要。</li> <li>●受身の受動喫煙の防止ではなく、禁煙の対策推進を前面に提示。</li> </ul>
基本理念	たばこの煙が及ぼす健康への影響を認識し、受動喫煙ゼロの実現を目指し受動喫煙防止対策を推進	本道の現状及び道議会決議を踏まえ、決議と同様に「受動喫煙ゼロ」を目標として位置づけて、道民を始め、国、道、市町村、事業者、施設管理権原者及び関係団体が相互に連携・協力を図りながら、受動喫煙ゼロの実現を目指して対策を進める。				
	受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満の者及び妊婦に特に配慮	20歳未満の者等を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることは、未来を担う子ども達を健やかに育てていくため、道が市町村や関係機関等と認識を共有して積極的・重点的に推進する課題として適当。				
責務	道	受動喫煙防止対策を総合的に推進する	道に対して、総合的に施策を推進する責務を規定するほか、市町村にも、地方自治体として、地方における対策推進のため、道やその他の関係者との協力が必要。			<ul style="list-style-type: none"> <li>●理念には、受動喫煙ゼロが掲げられているが、責務以降には20歳未満の受動喫煙に限定しているようにも読み取れ、目的・理念との整合性がない印象を受ける。</li> <li>●道民の責務では、主に20歳未満の者等と表記しており、主として20歳未満がいる場所における喫煙しない努力義務のように感じた。妊婦も配慮対象者と明記されており、また、北海道は家庭における受動喫煙の現状として高いことがデータとして示されていることから、道民の責務として妊婦への配慮ももう少し明確に分かるようにしてはどうか。</li> <li>●特に配慮すべき「妊婦」についての、責務が見えてこない。</li> <li>●道の責務として「北海道健康増進計画」や「北海道がん対策推進計画」に掲げた喫煙率や受動喫煙減少の目標値に対し、期限までに達成することを明記してほしい。また、道民・事業者の項目の「努める」は「する」「行う」との文言にしてほしい。</li> <li>●「基本理念」の中で妊婦も配慮対象になっているが、「道民の責務」の中では、主に20歳未満の者が対象のように思われる。基本理念に記載の配慮対象者(妊婦)の整合性について、責務の中でどう位置付けているか。</li> <li>●家庭での受動喫煙が大きな問題であるので、条例骨子の道民等の責務に「保護者」という文言があると良いと思う。</li> <li>●インパウンドの増加を目指す北海道において、旅行者に対してどのように理解を求めると良いのか。来道者の責務があっても良いのでは。</li> <li>●事業者の責務については、当社においても2016年に「アフラック健康経営宣言」を制定し喫煙についても2022年までに喫煙している社員の割合を12.0%にする目標を掲げ各種取組を実施。</li> </ul>
	道民等	受動喫煙の正しい知識を持ち、他人に受動喫煙を生じさせないよう努める 20歳未満の者等がいる場所において喫煙をしないよう努める 監護する20歳未満の者に対し、受動喫煙を生じさせないよう努める 道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する	受動喫煙対策はすべての人が関係するため、観光客や喫煙者を含めてすべての人に受動喫煙の正しい知識を持ち、道や市町村が実施する施策に協力するなどの責務を規定。また、20歳未満の者への対応を基本理念に位置づけ、受動喫煙による健康被害の未然防止など保護者の責務を規定すべき。			
	事業者	受動喫煙を未然に防止するための環境整備に努める 従業員等に受動喫煙を生じさせないよう努める 道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する	事業者に対しては、従業員の受動喫煙の防止に向けて、職場環境の整備等に配慮する責務とする。	20歳未満の方々や妊婦の方、または、自宅等の私的空間や公園等について対象としているが、他都府県の条例でも規定されている。道独自で規定しようとしているものはあるのか。	事業者の責務のうち、法に規定する労働者のみならず、親族等の雇用関係にない者も含めた従業員等への受動喫煙防止対策を講じるとともに、他県の条例を参考にしつつ、公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合の防止対策や第二種施設の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとする場合の通行量等の配慮などを努力義務として盛り込んだ。	
	関係団体	受動喫煙を未然に防止するための取組を推進する 道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する	関係団体については、今回の意見聴取団体の多くが加盟員への情報周知などを行っていた現状から、他県条例のように「事業者がその業種ごとに組織する団体」に対して、道の施策への協力等を努力義務とすることにより、効果的な対策の推進を期待。			
基本的施策等	道の基本的施策	道民等に対し、受動喫煙防止対策に関する知識の普及啓発 道民等に対し、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保 事業者等の受動喫煙防止対策を促進 事業者等の受動喫煙防止対策に関する調査 市町村が実施する受動喫煙防止対策に対して情報提供等 市町村等と連携して受動喫煙防止対策を推進するための体制を整備	道民、事業者への知識の普及、意識啓発、観光客を含めた喫煙者へのマナーの周知、受動喫煙対策の推進に向けた体制整備、事業者への支援を道の施策として位置づけるべき。	「受動喫煙防止対策を総合的に推進する」とあるが、基本的施策の各項目にある対策で受動喫煙ゼロの実現を目指すことができるのか非常に疑問。具体的にどのように進める考えか。	受動喫煙の防止対策の推進に関する理念を定め、道、道民、事業者、関係団体の責務を明らかにするとともに、防止対策を総合的に推進し、道民の健康を維持することを目的として、それぞれの責務のもと、協働で道民運動として、受動喫煙ゼロの実現を目指す。 道としては、今後とも、道民の健康づくり推進協議会などでの議論を深め、条例の基本的施策に基づく総合的かつ効果的な受動喫煙防止対策について、一層の検討を進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「北海道たばこ対策推進計画」における施策の目標・方向性④「タバコをやめたい人へのサポート体制の充実」との整合性について、この基本的な考え方の中で、どのように位置付けているか。</li> <li>●「学習の機会」の対象は、児童・生徒も含まれているのか。受動喫煙防止教育という意味合いも兼ねているならば更に良いと思う。</li> <li>●喫煙室のスペックを明示。文末の「努める」ではなく、「定めない、講じる、しない」など厳格な文言に訂正。</li> </ul>

条例骨子(基本的な考え方) ＜第6回専門部会を踏まえて取りまとめ＞			条例制定の方向性 ＜第5回専門部会で取りまとめ＞		主な議会議論(令和元年8月～)		条例骨子に対する各委員からのご意見(9/19～10/3に確認)
					質問要旨	答弁要旨	
基本的 施策等	学校等の敷地内完全禁煙	第一種施設のうち、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校等(20歳未満の者が主として利用するものに限る。)の施設管理権原者は、特定屋外喫煙場所を定めまいよう努める	利用する者が20歳未満である保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等は、敷地内全面禁煙として屋外喫煙場所を設けまいよう努める。	保育所以外の児童福祉施設でも保育所と同じように乳幼児が出入りしている。小・中・高等学校以外の学校においても同様である。その他学校、病院等についても屋外喫煙場所を設置しないよう努めるということを求めていくべき。	小・中・高校以外の学校や病院等は、法に準拠し、原則敷地内禁煙としており、各施設の管理者が受動喫煙の防止に関して正しい知識を持ち、防止対策を講じるよう、説明会の開催やリーフレットを配布するなど、幅広い普及啓発に努めていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校等の敷地内完全禁煙(努力義務)→義務化</li> <li>●文末の「努める」→定めまい、講じる、しないなどの厳格な文言に訂正。</li> <li>●敷地内完全禁煙施設について、学校以外に道関係施設も含めた方がよいのではないかと。</li> <li>●特に妊婦に配慮するのであれば、4. ①に病院も入れるべきでは。4. ②の「20歳未満の者等」では妊婦が含まれていることが伝わりづらいのでは。</li> <li>●「20歳未満の者、妊婦への対応」の中で、妊婦への対応の記載がない。</li> <li>●屋外であっても小さな子供が多く利用する場では、受動喫煙防止への取組みは重要。</li> <li>●第二種施設の屋外に吸い殻入れを設置することを禁止。従業員を一人でも雇っている飲食店は屋内禁煙。</li> </ul>	
	20歳未満の方や妊婦への対応	道民等は、20歳未満の者等がいる場所において喫煙をしないよう努める 施設の管理権原者は、20歳未満の者等が多く利用する公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合は、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める	自宅などの私的空間や公園等での喫煙は禁止ではなく喫煙者が特に20歳未満等への受動喫煙を生じさせまいよう努力義務等で規定することが妥当。				
	喫煙禁止場所以外の場所以外の場所以外における受動喫煙防止対策	第二種施設の管理権原者は、第二種施設の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとする場合は、利用者の通行量等に配慮するよう努める 施設の管理権原者は、20歳未満の者等が多く利用する公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合は、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める	建物の出入口その他の人が相互に近接する利用が想定される場所については、改正法による喫煙禁止場所以外の場所であっても、吸い殻入れ等の設置について配慮するなどの努力義務を定める。				
	従業員等に対する受動喫煙防止対策	事業者は、受動喫煙を未然に防止するための環境整備に努める 事業者は、従業員等に受動喫煙を生じさせまいよう努める 関係団体は、受動喫煙を未然に防止するための取組を推進する 事業者及び関係団体は、道及び市町村が実施する受動喫煙防止対策に協力する	従業員が自らの意志で受動喫煙をさけることが必ずしも容易でない場合も想定され、労働基準法等の規定に該当しない従業員も対象として、事業者が受動喫煙防止のための職場環境整備に努めるよう規定。また、事業者の人材確保や後継者不足の実態を懸念する観点からも、努力義務とすることが妥当。				
	条例の見直し規定	改正健康増進法の内容を踏まえ、道条例施行の日から5年ごとに必要な措置を講ずる。(5年ごとを基本とするが、法改正や社会経済情勢の変化等を勘案し、その間であっても適時、見直しに向けた検討を行う。)	条例に見直し規定を設ける。				<ul style="list-style-type: none"> <li>●3年ごとの見直しが必要。</li> <li>●適時見直しを行うことは良いと思う。</li> </ul>

条例骨子(基本的な考え方) ＜第6回専門部会を踏まえて取りまとめ＞		条例制定の方向性 ＜第5回専門部会で取りまとめ＞		主な議会議論(令和元年8月～)		条例骨子に対する各委員からのご意見(9/19～10/3に確認)
				質問要旨	答弁要旨	
その他 (骨子記載 以外の検 討事項)	義務規定及び努力義務規定	法の基準を満たす喫煙専用室によって一定程度受動喫煙を防止できることが期待され、喫煙者がいる現状においては、屋内禁煙を拙速に規制して屋外の受動喫煙を増加させる懸念もあることから、各施設の管理者が法の基準を遵守することを徹底することが適当。	義務規定にすることで条例の実効性が担保されると考える。努力義務で本当に実効性が確保されるのか非常に疑問である。	道、道民、事業所、関係団体が受動喫煙に対する正しい理解とそれぞれの責務のもとで、協働で防止対策を推進することが施策の実効性を高めることにつながると考えている。	●受動喫煙をゼロにするためにさらに規制を強化し、罰則を設けることなどを方針に明記し、強い決意を示してほしい。 ●条例による規制の違反を犯した場合の罰則を設ける。	
			義務規定や罰則について、一定の経過措置期間、周知期間が必要とのことだが、経過措置期間を設けることで、混乱が生じることなく、施行できるのではないか。	議会での議論をはじめ、パブリックコメントや地域説明会を通じた幅広い意見等を考慮しながら、専門部会において条例の案を策定していく過程で、改正法との関係や罰則などを含め、議論を深めていく。		
			例えば、努力義務としている4項目のうち、学校の完全禁煙などの施策を他県条例のように1年遅れて罰則を適用できないのか。1年が難しいのであれば見直しを考えて5年を目途に進捗状況も含めながら検討できないのか。	受動喫煙に関する正しい理解と責務のもとで道民一丸となって進めるため、罰則は設けず、努力義務として推進していく考え。条例の見直し規定として5年ごとに必要な措置を講じることを盛り込んでいるが、今後、条例の推進状況のほか、法改正や社会情勢の変化等を勘案し、適時、見直しに向けた検討を行っていく考え。		
		努力義務とされているのは、どういう場所と条件か。「努力義務」とされているところの実効性の担保はどう取り組むのか。	道民、事業者及び関係団体の責務のほか、第一種施設のうち、学校等は屋外喫煙場所を設置しないこと、公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合には受動喫煙防止対策を講じることなどを努力義務として盛り込んでいる。道としては、条例に盛り込む関係団体への責務や基本的施策について、道民の健康づくり推進協議会などで議論を深めながら、施策の具体的な展開方針や推進管理の方法などを検討し、関係団体等を通じた施設管理者への制度の周知や働きかけなどを行い、実効性の高い受動喫煙防止対策を進めていく。			
	罰則規定	独自の罰則を条例で規定している県もあるが、法との二重規制となる場合には、十分な周知期間を設けるなどの配慮が必要。早期の条例制定が求められている現状では、十分な議論を行うことが難しいことから、罰則は規定せず、道の施策で実効性のある受動喫煙対策を推進。道条例においては、努力義務の規定に対して罰則規定を設けることにはならない。	「がん対策推進委員会」において、「罰則規定を設けるべき」という意見が出ている。事務局からは「罰則規定を設けると混乱が生じる」という発言があったが、なぜ混乱が生じるのか。努力義務は決定ではないということと理解してよいか。	専門部会での議論において、改正法の認知が進む中で、条例で道独自の義務規定や罰則を設けた場合、改正法に基づき既に分煙化等の取組を進めている事業者に混乱が生じるとの意見があった。また、努力義務は決定ではない。		
	飲食店への対応		東京都の条例は、健康増進法の規定よりも厳しい面があり、本道の条例は十分に参考にすべき。法律と東京都の条例、本道の条例案、この違いはどのようなところか。	法律上、既存の小規模飲食店であっても、東京都では、2020年4月からは従業員を雇用している場合、禁煙または分煙の措置が義務付けられているが、道では、専門部会において、改正法の認知が進む中で、条例で道独自の義務規定や罰則を設けた場合、改正法に基づき既に分煙化等の取組を進めている事業者に混乱が生じるとの意見があったことから、法に準拠することとしている。		
			条例骨子案では、小規模飲食店での喫煙が選択可能とされている。店主の意向で喫煙可能となった場合、従業員の健康の阻害要因となるが、なぜ、喫煙可能とするのか。	改正法では、既存特定飲食提供施設は、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられるため、経過措置として喫煙施設とすることも選択可能とされたところ。しかしながら、専門部会における議論では、こうした事業所でも従業員の受動喫煙を防止することが重要との考えから、未然に防止するための環境整備や従業員等に受動喫煙を生じさせないよう努めることを事業者の責務として盛り込んだ。		
			小規模飲食店で禁煙化を進めていくために、道として支援、働きかけを行なうべきではないか。	道では「おいしい空気の施設推進事業」を実施し、禁煙等を行う飲食店などを登録して、おいしい空気をPRできるステッカーの配布や道のホームページで施設の紹介を行ってきた。道としては、こうした事業により、飲食店における禁煙の取組を働きかけるとともに、条例において、事業者の責務として、受動喫煙を未然に防止するための環境整備や従業員等に受動喫煙を生じさせないよう努めることを盛り込み、飲食店における受動喫煙防止対策を推進していく。		

条例骨子(基本的な考え方) ＜第6回専門部会を踏まえて取りまとめ＞		条例制定の方向性 ＜第5回専門部会で取りまとめ＞		主な議会議論(令和元年8月～)		条例骨子に対する各委員からのご意見(9/19～10/3に確認)
				質問要旨	答弁要旨	
その他 (骨子記載 以外の検 討事項)	加熱式たばこへの対応	指定たばこ専用喫煙室は、20歳未満の入室が禁止されており、20歳未満の者を受動喫煙の健康への悪影響から保護する道の方向性とも一致していることから、現状は法に準拠する取り扱いとし、今後、国における科学的知見の評価が出た時点で、速やかに対応。	加熱式のたばこの問題であるが、健康にもたらす影響はどう認識されているのか。条例骨子案ではタバコと同じ扱いにするのか。取扱いについて伺う。	加熱式たばこは、国の検討会において、主流煙に健康に影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、現時点までに得られた科学的知見では、受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難であり、今後も研究や調査を継続していくことが必要とされている。 専門部会では、こうした国の考えや改正法において、加熱式たばこの専用喫煙室への20歳未満の入室を禁止するなど、子どもを受動喫煙から守るといった道の方向性と一致していることから、条例で特段の規定は設けないこととしている。	●喫煙には、タバコ、葉巻、パイプの他に、加熱式タバコと電子タバコを含むことを明記すべき。原則禁煙のような曖昧な規定ではなく、許可を得た場合にのみ喫煙場所が置けるようにすべき。	
	サードHANDSモーク(三次喫煙)への対応		道庁本庁舎は900人を超える道職員の喫煙者があり、屋外喫煙場所の清掃は外部委託の団体が1日3回は吸い殻の廃棄をしなければならない。こうした清掃に従事する方々は、望まない受動喫煙であり、こういう被害を実態として考えるべきではないか。	改正法において、業務に従事する者を使用する者は、望まない受動喫煙を防止するため、施設の実情に応じた適切な措置をとるよう努めなければならないこととされている。こうした事例は、専門部会に報告し、受動喫煙防止対策の取組の促進に向けて議論していく。		
	行動プランの作成		罰則が無いという事も含めると、条例の実効性の担保をどう作っていくのが非常に大事である。受動喫煙ゼロを目指すということになると行動計画がしっかり示されなければならない。具体的な施策、達成期限などを設ける必要があると考える。	条例に盛り込む基本的施策の実効性を高めるため、議会議論やパブリックコメント等を通じた幅広い道民からの意見を参考にして、道民の健康づくり推進協議会などで議論を深めながら、施策の具体的な展開方針や進捗管理の方法などを検討していく。	●諸計画の目標を達成するためのアクションプランを設けること、目標が達成できているかどうかの検証を絶えず行うことを加えてほしい。	